

令和5年度第3回岩手県国民健康保険運営協議会 議事録

(開催日時) 令和6年3月25日(月) 13時30分から14時30分まで

(開催場所) エスポワールいわて 3階 特別ホール

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

- ① 令和6年度国民健康保険事業費納付金の算定について

(2) 協議事項

- ① 第3期岩手県国民健康保険運営方針の最終案について

3 答 申

4 その他

5 閉 会

出席委員

小西邦子委員、金澤千加子委員、金澤悦子委員、澤口則子委員、木村宗孝委員、大黒英貴委員、押切昌子委員、高橋聡委員、山中俊介委員、高橋弥栄子委員、鈴木和彦委員、田高誠司委員

欠席委員

滝川佐波子委員、樋澤正光委員、熊谷英二委員

議事

○ 健康国保課総括課長

ただいまから、令和5年度第3回岩手県国民健康保険運営協議会を開会します。

本日の協議会は、委員15名中、12名の出席をいただきました。

「国民健康保険法施行条例」第5条第2項に規定する過半数が出席しているため、会議が成立していることを御報告します。

なお、本日、滝川委員、樋澤委員、熊谷委員は御都合により御欠席です。

また、本日の会議は、「岩手県国民健康保険運営協議会運営規程」第6条により公開とし、議事の内容につきましては、議事録を作成し、県のホームページに掲載としますので、予め御了承願います。

開会にあたりまして、企画理事兼保健福祉部長より御挨拶を申し上げます。

○ **保健福祉部長**

委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい時期に本年3回目となる岩手県国民健康保険運営協議会に御参加をいただき誠にありがとうございます。また、日頃より本県の国保事業の推進にそれぞれの御立場で御支援・御尽力いただいていることに関しまして、改めて御礼申し上げます。

今年は、第3期岩手県国民健康保険運営方針を策定する年ということで、本協議会も3回にわたり開催しているところです。この方針につきましては、今後6年間の岩手県の国保方針を示す大きな指針ですので、本協議会において、これまで2回にわたって様々な御意見を頂戴したところで、市町村との連携会議、パブリックコメントの実施等を経て、最終案として取りまとめたところです。

本日の協議会では、最初に、国民健康保険事業費納付金について、国の様々な係数が確定しましたので、その確定係数に基づいた最終的な本算定結果について御報告します。さらに、運営方針最終案について御説明し、最終的に知事への本協議会での答申という形でいただきたく、御審議を頂ければと考えています。

本日は、限られた時間ではありますが、次期運営方針の策定や、国保制度の安定的な運営に向けて、皆様それぞれの立場から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とします。本日はどうぞよろしく申し上げます。

○ **健康国保課総括課長**

ここからの進行は、国民健康保険法施行条例第4条の規定により、高橋会長にお願いします。

○ **高橋会長**

どうぞよろしく申し上げます。次第にしたがい進めますので、御協力をお願いします。

まず議事に入る前に「岩手県国民健康保険運営協議会運営規程」第5条第2項の規定により、議事録署名委員2名を指名します。

本日の署名委員は、金澤千加子委員と高橋弥栄子委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(両委員了承)

○ **高橋会長**

ありがとうございます。お2人には後日、議事録の作成についてお声がけします。

今日の議事については2件あり、報告事項1件と協議事項1件です。

報告事項は、「令和6年度国民健康保険事業費納付金の算定について」であります。これについて説明をお願いします。

○ 事務局

資料1、「令和6年度国民健康保険事業費納付金の算定について」を説明します。資料1を御準備ください。

前回の本協議会では、国の仮係数に基づく仮算定の結果を報告しましたが、今回は国の確定係数に基づく、本算定結果を報告します。1ページを御覧ください。

1ページは納付金の概要です。前回の協議会でも説明していますので、本日は説明を省略します。次に2ページを御覧ください。

2ページは算定の概要についてです。県の6年度における収入支出の推計図を記載しています。各項目の説明も前回の協議会で説明していますので、省略します。

今回算定した市町村が県に納める納付金総額については、図の左下に記載してある⑦の約279億円となりました。3ページを御覧ください。

今回算定した金額は27,940,262,654円となりました。昨年度からは約9億4千万円のマイナス、前回の仮算定からは約9億円のプラスとなっています。1人あたりの金額では125,764円で、昨年度から3,735円のプラス、前回の仮算定からは408円のプラスとなっています。グラフに記載しているとおり、県の支出が増加するとともに、1人あたりの納付金額も上昇している状態となっています。簡単ではありますが、以上が今回の本算定結果です。

○ 高橋会長

ただいま事務局から説明がありました。仮算定に対する本算定の報告ということですが、これに対して何か御質問及び御意見があればお願いします。

(各委員からの意見や質問等なし。)

○ 高橋会長

よろしいでしょうか。では、報告事項は以上とします。

次に協議事項です。

協議事項の趣旨に関しては、これは今日のメインの趣旨ですけれども、要するにこの業務は、今年度1年間かけて、今後6年間の進め方に関して、この協議会や市町村間、あるいは別のところでも様々協議を積み重ねてきたところで、今日はその総まとめです。おそらく、全く新しい材料はないと思いますけれども、委員の皆様におかれましては、この1年間の今までの議論を思い出していただき、その上で、今まで様々検討してきたことがどういう形で反映されてい

るか、いないかということ、あるいは他にこの点について、どうしてこうなっているのかということがあるかもしれません。そういうことも含めて、今回確認していただき、答申をまとめるという形になりますので、その趣旨で議論をお願いします。それではこの最終案について説明を事務局からお願いします。

○ 事務局

それでは、資料2-1を御覧ください。第3期岩手県国民健康保険運営方針の最終案について、2ページを御覧ください。

「パブリックコメントの結果」ですが、意見募集を令和6年1月5日から2月5日の一か月間実施しました。「意見募集結果」ですが、1名の方から4件の御意見をいただきました。御意見への「対応については特にはなし」というところです。その詳細について、次のページから御説明をします。3ページを御覧ください。

3・4ページで、パブリックコメントに対する県の見解を記載しています。まず3ページのところで、保険税について御意見をいただきました。この下線を引いたところが今回いただいた御意見の核になる部分です。保険税の算定は市町村ごとの設定を基本とし、統一の方向ではなく、協会けんぽ並みの「払える保険税」にするための議論を尽くしてください、という御意見をいただきました。

右側の検討結果、県の考え方ですが、まず、基本的な考え方として、医療の高度化、被保険者の高齢化の進展により、一人あたりの医療費は年々増加傾向にあります。この状況を踏まえ、被保険者に応分の負担をお願いせざるを得ないことから、本県に限らず全国的に保険税は上昇傾向にあるものと認識をしています。

一方で、国民健康保険制度については、年齢構成が高い、医療費水準が高い等の構造的課題を抱えていると認識していますので、将来にわたり持続可能な制度とするために、全国知事会として、国の責任で被保険者の保険税負担の軽減を含めた国保財政の基盤強化のための財政支援を行うよう要望していくという内容で回答する予定です。

次に4ページを御覧ください。「決算補填目的の法定外繰入れにつきまして」ですが、2段落目のところですが、「低所得者向け減免、子どもの均等割減免などは「決算補填等目的以外の法定外繰入れ」とし、「削減・解消すべき赤字」とみなさないでください。」と御意見をいただきました。検討結果になりますが、赤字として削減・解消すべき法定外繰入れは、国から定義が示されています。その定義に従うとこの部分は赤字になります。

資料2-3の16ページ目をご覧ください。図表2-29ですが、法定外一般会計繰入金の整理区分として、決算補填等目的・決算補填等以外の目的とあり、決算補填等目的については、ア) 決算補填目的のもの、イ) 保険者の政策によるもの、ウ) 過年度の赤字によるものと、国の定義が示されています。

今回いただいた御意見については、イ) の保険者の政策によるものとして保険税の負担緩和

を図るといことが、これに該当する考え方になります。

もう一度4ページを御覧ください。続いて資格証明書についての御意見です。資格証明書については、資格証明書の発行を中止してくださいという御意見をいただきました。資格証明書について補足をする、特別な事情がなく、国保税を長期滞納している世帯に対して、交付をするものです。仮に資格証明書をお持ちの方が病院にかかった場合、医療費の10割を一旦病院で支払い、後日申請によって、7・8割等の給付割合をお返しするイメージです。資格証明書について、県の考え方ですが、被保険者間の負担の公平性を図る観点から、国民健康保険法に基づき発行されるものですので、被保険者それぞれの事情に合わせたきめ細やかな相談対応を行い、引き続き市町村に助言をしてまいりますという内容で回答する予定です。

マイナ保険証について、国民の受療権を守るために、健康保険証の廃止を中止するよう国に働きかけてくださいという御意見をいただきました。ここについて、本運営方針は、国策定要領に沿って、県と市町村が一体となり、保険者としての事務を共通認識のもとで実施するとともに、国民健康保険の安定的な財政運営及び国民健康保険事業の広域的・効率的な運営の推進を図るために、県及び市町村の統一的な指針として定めるものであり、マイナ保険証については、特に運営方針で定めるものではありませんが、御意見については、今後の参考とするという内容で回答する予定です。

続いて、6ページを御覧ください。4ページ目までがパブリックコメントの結果ですが、6～9ページが市町村からいただいた御意見に対する県の見解です。重要な点だけ申し上げますと、6ページの方針1の保険税水準の統一について、医療費水準の低い市町村に対する激変緩和措置、あるいはインセンティブ等、今後とも特段の配慮をお願いするという御意見をいただいたところですが、同じような趣旨の御意見を九戸村、8・9ページで金ヶ崎町からいただきました。6ページの葛巻町への回答がまとめになります。医療費水準の低い市町村に対する激変緩和、あるいはインセンティブについては、御意見に沿った対応が必要と県では考えています。特に、県が市町村に交付をする特別交付金(県繰入金)インセンティブメニューについては、毎年交付基準を見直し、運営方針の目標達成に取り組む市町村に多めに特別交付金が交付する仕組みにすると市町村に回答しました。

その他、誤った記載内容等もありましたので、適宜修正する旨を市町村に回答しました。

最終案について、10・11ページを御覧ください。市町村からいただいた御意見とパブリックコメントを踏まえ、最終案についてのまとめです。11ページの上段ですが、財政状況の実質収支の考え方を最終案では単年度収支に変えています。その考え方としては、実質収支の考え方は、様々な定義がありますので、これを単純化・簡素化するために単年度収支に変更しました。その下の市町村の財政状況も同じ考え方です。

12ページは、4ページ目のデータ更新したことにより、医療費水準の状況等を更新しました。

13ページを御覧ください。運営方針33ページ、岩手県地方税特別滞納整理機構における滞納処分に関する相談及び滞納処分の実施の記載については、最終案で削除しています。この削

除については、県庁税務課からの意見を踏まえて削除したものです。具体的には、滞納整理機構は県と市町村で市町村住民税と県民税の賦課徴収を目的としたものであり、国保税については対象とせず、住民税を徴収する際、波及して国保税の処理するわけではないということでしたが、国保税の徴収を目的としているものではないということでしたので、滞納整理機構に関する記載は削除しました。

一方で特別交付金による財政支援について追記しました。現在でも収納率に応じて、県から市町村に特別交付金を交付していますが、その交付メニューを踏まえ、追記をしています。

14 ページを御覧ください。市町村からの意見として、特定健診実施率、特定保健指導実施率それぞれ 60%以上に対する県の取組を示すべきではないかという御意見をいただきましたが、素案の段階から記載はなしとしています。その考え方としては、県が策定する第 4 期医療費適正化委計画と健康いわて 21 プランの関連計画と連携しながら、取組を進めていくものであり、具体的には、それぞれの計画に基づいて取り組んでいくものと考えています。

続いて、16 ページを御覧ください。スケジュールですが、今回運営協議会で答申をいただき、令和 6 年 4 月から第 3 期運営方針を施行したいと考えています。

18 ページのまとめを御覧ください。3 つあります。まず、パブリックコメントによる修正はありません。2 つ目ですが、これまで運営協議会で様々な御意見をいただいたところです。前回、小西委員から「医療費の支払いが高額になってきている」、あるいは木村委員から「最近医薬品が高い」というお話をいただいたところですが、県としても医療費の動向については、市町村の納付金あるいは被保険者の皆様にお支払いいただいている保険税に影響があることから、今後も注視していくことが必要と認識しています。3 つ目ですが、第 3 期運営方針では、県・市町村の連携を強化し、医療費適正化に重点的に取り組んでいきたいと考えています。前回も看護協会の高橋委員、本日御欠席の樋澤委員から、医療費の適正化について御意見をいただいたところですが、県としても県内の優良事例の共有等、できるところから取組が必要と考えていますので、第 3 期はこの医療費適正化に重点的に取り組み、医療費水準の格差の縮小に取り組んでいきたいと考えています。

資料 2-2 と資料 2-3 については、特に前回の段階から大きな変更はありません。方針に関しても変更はありませんので、説明は省略します。

○ 高橋会長

説明ありがとうございました。

大変分かりやすくまとめていただきました。まずパブリックコメントに関しては、かなり政策論的な御意見だと思います。政策の中身そのものについて、いろいろ疑義を呈したり、他の提案をするような内容だと思いますので、これに関しては、むしろ政策に関する県民の意見として承る必要があると思いますが、それは県で対応いただくこととして、この協議会としては、今回の運営方針の検討には影響しないものと考えています。次に、市町村への意見照会ですが、

市町村からの御意見は、基本的には本協議会が今まで踏まえていた論点の範囲かと思いますが、項目の中にいろいろな指摘もありましたので、必要に応じ対応しているということです。今回一番大事な検討対象の最終案ですが、本文そのものはかなり膨大になり、内容的に今までの検討内容と重なっていますので、全部読み上げることは避け、今までの議論、特に本協議会での意見に対応して変えた部分を中心に御紹介いただきました。この部分について確認したいことがあれば、改めて説明することはありうるかとと思いますが、説明としては以上で十分と考えます。

パブリックコメントや市町村への意見照会結果は、この一年間の本協議会、あるいは市町村その他の協議の結果をまとめたものになりますが、これに関して御質問や御意見がありましたら是非出していただき、必要があれば修正等の対応を考えたいと思います。何か御質問や御意見がありましたらお願いします。

(各委員からの意見や質問等なし。)

○ 高橋会長

いかがでしょうか。

この協議会における御意見への対応は先ほど説明があったとおり、いずれも考慮されていると考えますが、補足が必要と考えられることがありうるかもしれないし、パブリックコメント・市町村意見などを御覧になってから新たに考えが浮かんだりすることがあれば出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お気付きの点があればお願いします。

(各委員からの意見や質問等なし。)

○ 高橋会長

それでは、第3期岩手県国民健康保険運営方針は最終案ですので、本協議会としてはこの内容で県にお返ししますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○ 高橋会長

この議題は、第1回運営協議会において知事から諮問を受けて、この1年間議論をしてきましたので、この内容で答申とします。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○ **高橋会長**

異議がないようですので、その旨答申することで決定します。ありがとうございました。
それではこの件に関し修正はありませんので、この内容で答申書の配布をお願いします。

(事務局から各委員へ答申書を配布)

皆様のところ配布されたでしょうか。御確認いただき、この内容で知事に答申したいと思
います。保健福祉部長に知事あての答申書を交付しますので、議長席前をお願いします。

岩手県知事達増拓也様

令和6年3月25日

岩手県国民健康保険運営協議会会長 高橋聡

国民健康保険事業の運営に関する事項について (答申)

令和5年8月1日付け健第567号により諮問のあったこのことについて、当協議会で審議し
た結果、下記のとおりとすることが適当であると議決したので、この旨答申します。1 第3
期岩手県国民健康保険運営方針の作成に関する事「第3期岩手県国民健康保険運営方針(最
終案)」のとおりとする。

以上です。

○ **保健福祉部長**

ありがとうございました

○ **高橋会長**

答申は以上とします。

次に、「その他」について、何かこの件に限らず、本協議会について委員の皆様から何かあ
りますか。よろしいですか。なければこれで議事を終了します。

今年度は、この方針の策定の年度ということで、いつにも増して細かい議論に御協力いた
きまして、どうもありがとうございました。以降の進行は事務局にお返しします。

○ **健康国保課総括課長**

高橋会長、大変ありがとうございました。今年度、次期運営方針策定年度ということもあり、
例年より多く、協議会を開催しました。委員の皆様には様々御協力いただき、策定作業を円滑
に進めることができました。大変感謝をしています。ありがとうございます。

国保事業の健全な運営に向けて、今後も委員の皆様から御意見御助言を賜りたいと考えてい

ますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、令和5年度第3回岩手県国民健康保険運営協議会を閉会します。本日は大変ありがとうございました。

議事録署名者 会長 高橋 聡 

議事録署名者 委員 高橋 弥栄子 

議事録署名者 委員 金澤 千加子 